

## 第三号議案

公益社団法人神奈川県看護協会の会費等に関する規則改正（案）

### 第三号議案 公益社団法人神奈川県看護協会の会費等に関する規則改正（案）

提案理由 日本看護協会において、2024年度分会費の口座振替月が変更されたため、所要の改正を行うもの。

改正内容 対照表のとおり

改正案	現行
<p>公益社団法人神奈川県看護協会の会費等に関する規則</p> <p>(会費等の納入)</p> <p>第3条 本協会に入会した会員は、入会金及びその事業年度の会費を、所定の方法により納入しなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>毎年指定の口座振替日の前日までに翌年度分の会費を前納するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 会員から納入された入会金及び会費については、その経過を明らかにしなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公益社団法人神奈川県看護協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月21日から施行する。</u></p>	<p>公益社団法人神奈川県看護協会の会費等に関する規則</p> <p>(会費等の納入)</p> <p>第3条 本協会に入会した会員は、入会金及びその事業年度の会費を、所定の方法により納入しなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>毎年1月末日までに翌年度分を前納しなければならない。</u></p> <p>3 会員から納入された入会金及び会費については、<u>直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公益社団法人神奈川県看護協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p>